

No. 1912

2021・2・1

毎週月曜日発行

三次民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp



朗報！飲食事業者に支援金を決定

三次市飲食事業者支援給付金

申請期限：2021年2月28日(日)

売上の減少率によって給付額が変わります！

30%以上40%未満減少

10万円

40%以上50%未満減少

15万円

50%以上減少

20万円



【対象者】

- ①前年の事業収入(売上)が120万円以上あり、令和2年11月～令和3年1月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月の売上と比較して30%以上減少している、市内の飲食店事業者(法人または個人事業主)
- ②市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主
- ③食品衛生上に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けていること
- ④広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録店
- ⑤広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促す事業者
- ⑥令和元年(法人は事業年度)確定申告又は住民税申告をしている事業者

【申請に必要なもの】

- ◆申請書 ◆法人の場合は法人番号を確認できる書類 ◆飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- ◆令和元年(法人は事業年度)の確定申告書又は住民税申告書の写し(収受日付印のあるもの)
- ◆振込先口座の通帳の写し(表紙を1枚めくったページ) ◆前年と今年の対象月の事業収入(売上)が確認できる書類の写し(売上台帳など) ◆「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の写し

【申請方法】 郵送で申請

【申請先】 〒728-8501 三次市十日市中2丁目8-1 三次市商工観光課 宛

25日に早速、三次市の担当者様から、「会員様に周知の方よろしく願いいたします」と、資料を届けていただきました。締め切りがありますので該当する方は三次民商までご連絡を。

無料法律相談

2月24日(水)
午後1時半～

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

毎年恒例の春の運動会費ですが、今年度は1月分に1,000円、2月分に1,000円、3月分に2,000円がプラスとなっています。今年は特にコロナ禍での確定申告となりますし、所得税法(申告書)も大幅に変わっています。多くの人の助けが必要となりますのでご協力よろしくお願いします。

春の運動会費に
御協力をお願いします

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

怒涛の学習会ラッシュ！ でも不安が目白押し！

令和2年度の確定申告から大幅に変更になった所得税法。コロナ禍で不安ななか、さらに追い打ちをかけています。会員の皆さん、今回は1人に係る時間が増えますので、時間厳守で申告会場の来所をお願いします。

このような状況を危惧し、三次民商では所得税法の学習会を行いました。しかし参加者からは「書く欄(種目や区分など)が増えて複雑になった」「所得金額調整控除が2種類あり、本当にこんがらがった」「覚えても覚えなくても毎年変わると追いつけない」と悲鳴が。また税務署の確定申告書の手引きが変わった

●1月22日(金)

高田支部学習会

昼の部12人
夜の部2人

●1月25日(月)

所得税法学習会

2人

●1月26日(火)

税金相談員学習会



税金相談員学習会



←三次南支部学習会

●1月27日(水)

三次南支部学習会

9人

税金相談員学習会

11人

十日市支部学習会

10人

対策に
ナにご協力
ください。

●消毒と検温

●来所名簿に記載

●相談は必ず予約を

●体調が優れない時は

来所を控える

※来訪者が増えるため、

人数制限をする場合があります。

★予約制オンライン

学習会

日時 2月3日(水)

昼2時~3時

場所 三次民商事務所

内容 ZOOMの使い方

※予約があった場合のみ



なんでも相談会開催(予約制)

日時	場所	担当地域
2月2日（火） 午前10時～12時 午後1時～3時	いずれも 三次民商事務所	全地域
2月3日（水） 午前10時～12時 午後1時～3時		安芸高田市
2月4日（木） 午前10時～12時 午後1時～3時		三次市北部
2月5日（金） 午前10時～12時 午後1時～3時		三次市南部
2月6日（土） 午前10時～12時 午後1時～3時		十日市、南畑敷町
2月7日（日） 午前10時～12時 午後1時～3時		三和町
2月8日（月） 午前10時～12時 午後1時～3時		吉舎町、三良坂町、甲奴
密を避けるため、予約をしてご来所ください。		

まだ間に合う！

持続化給付金、家賃支援給付金
2月15日まで延長決定！

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。 三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654